

災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）

国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における河川災害等応急復旧（以下「復旧」という。）を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、洪水等の異常な自然現象下で、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧（以下「復旧」という。）に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とする。

（復旧の実施区間）

第2条 復旧の実施区間は、以下の柳瀬ダム直轄管理区間であり別紙ー 1 に表示する区間とする。

銅山川

上流端 左岸：愛媛県四国中央市富郷町寒川山字上長瀬351番地先

右岸：愛媛県四国中央市富郷町寒川山字杉成425番地先

下流端 左岸：愛媛県四国中央市金砂町小川山字古野1237番地先

右岸：愛媛県四国中央市金砂町小川山字古野向道下乙2232番地先

上小川

上流端 左岸：愛媛県四国中央市金砂町小川山2178番地の1番地先

右岸：愛媛県四国中央市金砂町小川山2263番地の1番地先

下流端 銅山川への合流点

（復旧の実施体制）

第3条 甲は、河川において災害が発生し必要と認められるときには、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、復旧を総括的に管理する配置技術者を速やかに定めるとともに、直ちに河川の被災状況を把握し、甲の指示により当該復旧を実施するものとする。

（復旧の指示）

第4条 復旧の指示は、甲又は第2条に定める区間を担当する柳瀬ダム管理支所長（以下「支所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（復旧の実施）

第5条 第3条第2項で定めた配置技術者は、復旧を円滑かつ的確に実施するため、支所長と電話等の方法により密接な連絡をとらなければならない。

（復旧の完了）

第6条 乙又は配置技術者は、復旧が完了したときは、直ちに電話等の方法により甲及び支所長にその旨を報告するものとする。

第7条 乙は、復旧が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項により出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

2 工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、法定外労働災害補償制度に

は、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、災害時に備え、第3条第2項の復旧に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握するとともに、災害時の実施体制が確認できる資料を協定締結後、速やかに書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときには、遅延なくその資料を提出するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

4 甲は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、遅滞なく書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧に関し、双方から要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（復旧の特例）

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する区間外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、復旧完了後、当該復旧に要した費用を、第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（協定期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成31年●月●日から平成33年3月31日までとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第16条 甲は、乙の行為が協定で規定された業務の遂行にあたり、支障をきたした場合には協定を解除できるものとする。

（雑則）

第17条 この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年●月●日

甲 国土交通省 四国地方整備局
吉野川ダム統合管理事務所長 ○○ ○○

乙 ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○